



平成26年12月29日

各位

上場会社 日本ギア工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝村 哲
(コード番号 6356 東証2部)
問合せ責任者 常務取締役 伊藤 政夫
(TEL 0466-45 2100)

臨時株主総会招集許可決定に関するお知らせ

平成26年12月12日付「株主による臨時株主総会招集請求許可申立書の送達に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主である株式会社成和、寺田治夫氏及び丸本桂三氏（以下「当該株主」といいます。）より、横浜地方裁判所におきまして株主総会の招集許可申立（以下「本申立」といいます。）を受けましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会招集許可決定主文の内容

- 1 申立人らが、日本ギア工業株式会社（本店 神奈川県藤沢市桐原町7番地）の取締役勝村哲及び取締役加賀田伊作の解任の件、並びに後任取締役3名選任の件を株主総会の目的である事項とし、平成27年2月19日までの日を株主総会の日とする同社の株主総会を招集することを許可する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。

2. 臨時株主総会招集許可決定に至る経緯

平成26年11月28日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当該株主より同日付で、(1)取締役3名（寺田治夫、丸本桂三、林秀樹）選任の件、(2)取締役2名（勝村哲、加賀田伊作）解任の件を決議の目的とする臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）を受領しております。

当社は、同年12月12日開催の取締役会において本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きをとることの決議を否決し、同日付で「株主による臨時株主総会招集請求に関する当社対応のお知らせ」で開示を行っておりますとあり、当該株主との意見調整を行う為、代理人弁護士を通じて協議を呼びかけてまいりました（なお、当社は、同年10月20日付「臨時株主総会の開催中止に関するお知らせ」の開示後より、当該株主に対して協議を呼びかけてきておりました。）

しかしながら当該株主は、同年12月9日に横浜地方裁判所において本申立を行い、同月12日に本申立書が当社に送達されました。

当社は、当該株主や裁判所に対して、当社の見解について説明してまいりましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしました。

3．臨時株主総会招集のための基準日及び臨時株主総会の開催予定日について

現時点において申立人より基準日、開催予定日についての連絡はございません。

4．今後の方針

当社は、横浜地方裁判所の決定を受け、真摯に対応してまいり所存です。

以 上